養護教諭の複数配置など、養護教諭の負担軽減に関する項目

養護教諭については、定数事情が依然厳しい状況にある中、教育振興室とともに各学校の実情や取組状況などのヒアリングを行い、いじめや不登校、暴力行為など「心身の健康問題」を抱える生徒が多い学校などに複数配置を行ってきたところであり、今年度は９１校において複数配置を行ったところ。

府の財政状況は極めて厳しい状況にありますが、今後とも各学校の状況を勘案し、適切な配置に努力していく。

来年度も、今年度に引き続き一定の採用を予定しており、今後とも、将来の生徒数や退職者数の動向等を踏まえつつ、可能な限り養護教諭の採用数を確保していく。

再任用制度の運用については、再任用教職員は定数内として取り扱っており、制度の趣旨に沿って適切に対応している。

再任用短時間勤務者の配置など、各校への具体的な配置につきましては、各学校の状況を踏まえて適切に行っていく。

妊娠中の養護教諭の負担軽減に関する項目

妊娠中の養護教諭に対する職務軽減については、２０年度から軽減措置を行う期間を妊娠判明時からと改善したところであり、引き続き、周知を図っていく。

健康診断の負担軽減に関する項目

府立学校の健康診断応援医師報償費は、｢健康診断応援医師取扱要項｣に基づき、各学校からの｢健康診断予定計画書｣を基に医師一人当たり生徒200名の検診を行うことを原則として配当している。事情のある学校からの個別の相談には可能な限り対応しますが、厳しい財政状況にあることから、すべての希望に対応できない。

色覚困難生徒に対する指導に伴う負担に関する項目

色覚に障がいのある子どもについては、常にそのような子どもが存在することを念頭において学習等の指導にあたることが大切であり、平成15年に文部科学省からすべての教員に配布された「色覚に関する指導の資料」を保健体育課のホームページに掲載しているところ。

さらに、平成20年6月に日本学校保健会から、日本学校保健会作成、文部科学省監修の｢みんなが見やすい色環境｣リーフレットをすべての教員に配布したところ。

また、府教育センターで実施する初任者研修等においては、「初任者研修の手引き」や「新規採用養護教諭研修の手引き」の中で、色覚に関する指導について示し、初任者等の教職員に、その指導について周知しているところ。

今後とも、府立学校児童生徒等健康診断説明会などの機会を通して周知を図っていく。

生徒が関わるトラブルや被害、問題行動等への対応のためスクールカウンセラーの配置などの養護教諭の負担軽減に関する項目について、近年、高校生が関わる様々なトラブルや被害、問題行動等が連続して生起しており、その背景に、生徒たちの表面には現れない悩みや不安・ストレスが指摘されている。また、発達障がい等で配慮が必要な生徒も増加しており、学習指導や生徒指導等において、個々の生徒の特性に合った支援が必要となっている。

そのため府教育委員会では、平成２３年度より「障がいのある生徒の高校生活支援事業」を立ち上げ、全ての府立高校に対して臨床心理士の資格を有するスクールカウンセラーを配置している。また、配置校における活動日程や執務時間については、一人のスクールカウンセラーを複数校に配置しているため、一定の基準を示していますが、詳細については、スクールカウンセラーと学校が調整して運用することとしている。

スクールカウンセラーの職務内容としては、障がいのある生徒を含むすべての生徒の支援を行うために、ケース会議への出席の他、生徒・保護者への直接面談等を通して、学校の教育相談体制に関する助言を行うこととしている。

今後も引き続き、活動報告書、事業調査等を通じて、活用状況、課題等を整理し、事業の効率的な運用に努めていく。

養護教諭の感染症予防に関する項目

学校の施設整備については、従前より、ヒアリング等を通じて学校からの要望を十分に聞き、感染症予防の措置に関してもその意向を踏まえ、予算の範囲内で整備に努めてきているところ。

今後とも、施設整備につきましては、改善に努めていく。

養護教諭の休憩時間の確保に関する項目

学校における休憩時間については、条例等に基づき付与しているところであり、学校職場の実態も踏まえ、適切に運用していく。

長期休業期間中に養護助教諭を配置するなど、養護教諭不在時に保健室対応を行っている教員の負担軽減に関する項目

病気休暇等の代替の期間については、予算の範囲内で必要に応じて措置していますが、学期間雇用を原則としているところであり、長期休業期間中に雇用することは困難です。

養護教諭の保健授業の発令による業務負担に関する項目

養護教諭の保健授業の兼職については、養護教諭の負担にならないよう校内協力体制に留意しつつ、養護教諭の専門性が活かされ、児童生徒にとってよりよい健康教育の充実が図られるよう指導していく。複数配置については、保健授業の兼職発令のみならず、様々な観点から各学校の生徒等の実態を踏まえ、総合的に判断している。

教員免許の未更新による失職防止策に関する項目

文部科学省において、現在、教員の資質能力の向上のために教員免許制度を抜本的に見直し、必要な調査・検討が行われていると聞いている。教員免許更新制については、法律改正が行われるまでの間は現行制度が有効であり、現職教員は、現行制度に従って、定められた期間内に更新講習を受講・修了し、更新の確認申請をする必要がある、という文部科学省の方針が示されている。

府教育委員会としては、教員免許制度の抜本的な見直しに当たっては、教員の負担増や多忙化、教員を希望する者の減少等につながらないよう現行の十年経験者研修の在り方の見直しが図られる中で、今後も、教育現場の実情を十分に踏まえ、慎重に検討するとともに、受講義務のある現職教員等に混乱を招くことのないよう見直しの全体像や実施時期等の工程を周知広報すること等を要望しているところ。

今後とも、国の動向等を注視しながら、必要な対応を検討していく。

また、更新講習については、対面式のほか、インターネット、通信教育など様々な受講方法で開設されており、各大学において、前年度の２月中旬から順次、募集受付を開始しているところ。開設情報は、文部科学省や大阪府のホームページ等に掲載している。

教員免許更新制の実施に当たっては、その周知を図り理解促進に努めるなど必要な対応を行ってきており、引き続き、その円滑な運用に万全を期していく。

評価・育成システムの賃金リンクの撤回に関する項目

教職員の評価・育成システムについては、教職員の意欲・資質能力の一層の向上を図ることにより、教育活動をはじめとする様々な活動の充実、組織の活性化を図ることを目的として実施している。

評価結果の給与等への反映については、平成１９年度から前年度の評価結果を昇給及び勤勉手当に反映しており、また、皆さま方との協議の上、平成24年度からは上位評価の昇給への反映を廃止するとともに、勤勉手当については、より勤務成績が反映できるよう成績率を見直したところ。

今後とも本システムがより良い制度となるよう、充実・改善を図っていく。

衛生管理者の選任にあたって、養護教諭の負担とならないよう措置を講ずることに関する項目

要求の趣旨については、校長等に対し、安全衛生管理者研修会及び健康診断説明会において今後とも、引き続き指導の徹底を図っていきたい。

インフルエンザ等の予防接種の公費負担を実施するなど、養護教諭の感染症予防に関する項目

予防接種については、法に基づき各市町村の担当部局が実施している。

なお、教職員の定期健康診断では、学校保健安全法及び労働安全衛生法に基づく法定項目以外に、乳がん・子宮がん検診等を実施するなど、受診項目を充実してきた。

今後とも、教職員の健康管理に取り組んでいきたい。